

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設保安規定の変更認可申請（アスファルト固化装置等の使用停止に伴う変更等）に係るヒアリング（1）

2. 日時：令和6年1月18日（木）18時04分～19時06分

3. 場所：原子力規制庁10階会議卓A（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

伊藤主任安全審査官、島村主任安全審査官、澁谷安全審査専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 バックエンド技術部 次長 他6名

保安管理部 品質保証課 マネージャー 他1名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部

施設保安管理課 主査 他2名

高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所

環境技術開発センター 環境保全部 次長 他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

資料1：原子力科学研究所原子炉施設保安規定及び廃棄物埋施設保安規定変更認可申請について

資料2：原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉設置変更許可申請書との整理表

資料3：原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

資料4：審査基準試験炉規則第15条第1項の確認

資料5：品質管理計画（項7. 業務の計画及び実施）との関連性確認

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁シブヤです。では今からですね、露点カ店処理場の保安規定の変更に関するヒアリングを開始いたします。では、処理場からの説明をお願いいたします。
0:00:24	こちらの方から説明させていただき、いただきます。概要説明資料に持ちまして説明させていただきたいと思っておりますよろしいでしょうか。はい。お願いします。はい。それではページめくっていきまして、
0:00:38	目次ですね、大麻生蘇武と埋施設設ということで、前回委員会恒設指名対象者の見直し、説明させていただきましたけども、
0:00:50	その内容を少しコメントいただいた部分追加しましたので、その次のページで紹介いたします。
0:00:57	あと側の部分の職員から職員等が変わるところを説明させていただきまして、これ、
0:01:31	すいませんちょっと資料ちょっとすいませんこちら最新版のものではありませんでちょっとすみません一旦画面共有の方を停止したいと思います。失礼します。はいわかりました。
0:01:44	あ、
0:02:17	申し訳ありません、こちらコメントいただいて、直した資料となっております。
0:02:22	変更理由までは前回と同じですけどもその下の部分にですね、少し追加しております。まず再雇用職員というものは何なのかということで、追加したのと、
0:02:33	その下にですね、職員の定義は、前回も入れているところですので、その下の最後のポツですけどもその部分に、市民以降各委員の審議事項を、何区なのかという、簡単に概要でありますけども追加したという内容になっております。
0:02:50	第1点の変更をもらったところはそれでして、第2編の方を説明させていただきます。すいません。すいません。一つずつ伺いたいと思っておりますので。はい。お願いします。
0:03:02	けれども、
0:03:04	この薄齋藤職員というのは、この年齢の上限とかはあるんでしょうか。
0:03:12	そうですね。今のところ関戸職員につきましては65歳までということで、制限があります。はい。ありがとうございます。
0:03:28	で現状今のところのメイン。
0:03:34	ふうん。
0:03:46	間瀬。今のところ請願の根拠としてタカショーの本文として品質管理計画の人的支援を必要とする要因を明確にし、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:00	保安に係る組織体制を確保するっていうことと、ゲームに必要な協力訓練技能及び経験を判断の根拠として事業あるものはできるということを挙げてますけれども。
0:04:14	例えば7の方の業務の計画及び実施の7.3、設計開発に、
0:04:21	ある、レビュー、検証、妥当性の確認等というのものもあるかと思うんですけども。
0:04:27	こちらとかには、影響はないんでしょうか。そうですね。この概要資料には入れてないんですけども、許可書等の整理表、こちらに追加させていただきました。再確認しましたところレビューにつきまして、
0:04:45	委員会の方で確認する内容がレビューに当たるということですね、追加させていただいております。
0:04:52	わかりました。
0:04:53	一応七条の方は例えば、こちらとしてはこの例として例えばこういうところも該当しないかっていうことを例として伺いましたので、もしかして他に。
0:05:05	該当する情報がないかっていうことについても、ちょっと一通り確認をしていただいてその確認結果をお伺いしたいんですけども、そういう検討をしていただいておりますでしょうか。
0:05:16	そうですね今回野瀬送りました資料の中に7ポツに関しまして、一通り確認してですね、該当するしないというような資料もありますので、
0:05:28	そちら
0:05:32	後で紹介したいと思います。はい。
0:05:36	田谷市まで結構です。今お願いできますか。はい。はい。お願いします。
0:05:51	はい、こちらがその資料になっておりまして
0:05:55	第1点と第2返答させていただきました。第1点が先ほど言いました委員会の締めの対象者の見直しで確認したものになっております。その中でですね7ポツ2ポツに、営業部、検証施設に対する要求事項のレビューとかですね。
0:06:14	7ポツ3ポツ4、設計監理室におきましてレビュー、こちらで該当するということで挙げております。また次のページにいきまして、
0:06:25	レビュー変更管理についてもありますので、設計開発の変更会議、こちらも該当するということで挙げさせていただいております。
0:06:35	はい、ありがとうございます。
0:06:38	で、それ以上は他にはもう適合する、
0:06:44	画像条文というか要求事項はない、なかったというふうにつきでよろしいでしょうか。
0:06:50	はい、そうなります。わかりました。
0:06:54	そうすると、従来のマネジメント、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:56	兵庫再生に対してこのレビューを行うということについて、今回の変更が、
0:07:09	前側の変更であるというか、購入そうですね、体制に適合するものである、資するものであるということ影響しないというところでは確認したということ、しっかりどこかに文章として、
0:07:25	書いて欲しいんですけど、どっかに書いてございますでしょうか。
0:07:30	概要資料の方でよろしいでしょうか医療企業。
0:07:33	はい。こちらの会社弁護士は、
0:07:37	吉井委員。
0:07:38	今から書かれるってことで、
0:07:41	すみません。はい。
0:07:43	また別に出しております許可後の整理表ですね。はい。はい。そちらに記載しております。すみません。そこを見せていただきます。
0:07:55	次のページに行きまして、もう一つですね、すみません。
0:08:01	すごかったです。
0:08:04	はい。チャーにまず最初、影響しないというふうなことで先ほど上がったページ、6ポツ2から上げてるんですけども次のページにいまして、先ほど該当する部分と挙げました7ポツ2ポツ2。
0:08:21	7ポツ3ポツ4の該当するところとですね。
0:08:27	はい。変更管理、この部分を追加で上げているということになります。
0:08:32	あと担当者で5のところ
0:08:36	何を審議するという機会がありますのでその部分、記載しております。
0:08:53	はい、許可申請書の該当部分についてわかったので、
0:09:00	それでいいんですか。安孫子のところですね。
0:09:06	見えてこない。
0:09:08	研究変更しても影響しないということで記載させていただいております。運用しない方法。
0:09:18	でも影響し、
0:09:24	もうちょっとその理由を補足していただくことはできますか。
0:09:31	その品質管理を、マネジメントとして活動していく上で影響しないというような記載を追加するということですか。そうですね。そもそも。
0:09:42	理由を、具体的に書いていただくということです。
0:09:48	わかりました。うん。
0:09:50	こういった方の知識とか経験とか、
0:09:53	そういった活動にするので、今回の変更は明日までに、マネジメントとかレビューの体制を

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:05	小園支店側に行くことはないですし、
0:10:10	普通の作文はちょっと考えていただきたいんですけどそういうふうに具体的に、
0:10:16	この説明のところをちょっと記載の充実をお願いしたいということですがけれども。はい。わかりました。お願いいたします。
0:10:25	第 1 点について何か他にございますでしょうか。
0:10:33	はい、じゃあ、第 2 編、お願いいたします。はい。第 2 編になります。
0:10:41	こちらは、放射性廃棄物でない廃棄物の管理について追加ということで記載しております。一つ一つ目ですけども記載の内容につきましては本規定の審査基準に基づき定めるとしまして、
0:10:56	その下のポツで、審査基準の記載をですね、抜粋して書いております。
0:11:02	その抜粋の中身としましては保安院の時にですね、紙文書として出されてるものにつき基づいて、参考として定めていくということにしております。
0:11:14	その保安院の指示文書が下の 3 ポツ目のところに記載してるんですけども、その抜粋としまして、ガイドラインガイドラインが定めてあるのでそれに従い適切にAは、
0:11:30	放射性廃棄物でない廃棄物であることを判断し、また性季節に取り扱うことと記載してありますので、このガイドラインに従った記載にするということになります。
0:11:41	2 ページ目にですね。
0:11:43	そのガイドラインの中で、はい。対象とする廃棄物等、管理区域の区分について記載がありますので、保安規定に市立際に、その区分をどうするかということで挙げております。
0:11:57	まず対象とする廃棄物としまして、資材等々物品というような記載がガイドラインにありますんで、これに基づいて記載したいと思います。
0:12:07	あと管理区域の方につきましては、ガイドの中で汚染の恐れがない管理区域等おその恐れがある管理区域というような記載になってるんですけども。
0:12:18	玄筧におきましてはこの管理区域の記載が第二種管理区域と第一種管理区域で記載されておりますので、
0:12:25	鳥羽を使って記載するということにしたいと思います。管理区域の区分区分につきましては、第 2 編の第 11 条の方で示してあるということになります。
0:12:41	で、
0:12:45	今日加藤先生ですか。
0:12:47	はい。
0:12:49	第 2 編につきまして
0:12:54	ですね

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:58	左に変更箇所と右にどっか統制英語というくせ整理表ということで記してあるんですけども、こちら
0:13:08	要求事項ということで挙げております。7 ポツ 2-1 の中にですね、要求事項とありまして、一つ目の、
0:13:16	業務研修施設に関連する法令、規制の要求事項等に該当しますので、そこを挙げさせていただいております。
0:13:25	塩ビその備考の方に、保安規定に要求事項を明確にするということで書かしてはいただいております。
0:13:37	審査、審査基準等の整理表もいいですか。
0:13:48	審査基準との整理表におきまして
0:13:53	先ほど抜粋してあげさせていただいてるところとですね、併せてその管理区域の記載がありますので
0:14:05	審査基準と、あと保安規定の改定を、該当する部分をまず管理区域について挙げさせていただいております。第 11 条のところにもその区分が記載されているということになっております。
0:14:16	次のページにいきまして、こちらは放射性廃棄物でない廃棄物の記載ということで、審査基準の該当する箇所と、変更箇所を挙げさせていただいております。
0:14:29	どちらも審査基準を満足しているというようなことで美観備考に書かせていただいております。
0:14:40	ダイヘンにつきましては以上になります。
0:14:43	はい、ありがとうございます。
0:14:47	黒木清と志賀ですけども。
0:14:50	今までは調整交付廃棄物の人、放射性廃棄物でないものの取り扱いっていうのは、
0:14:59	ちゃんと決まっていなかったってことなんですか。
0:15:02	そうですね、この保安規定の審査基準ができるまでは、自分たちでの管理ということにしてたんですけども、審査基準ができたということでそれに基づいて今後管理していきたいというために、
0:15:18	放射性廃棄物で廃棄物というのは今現在はないということになっております。
0:15:23	はい。
0:15:27	何か新しい廃棄物が発生しそうだからそれに合わせて、保安規定を変更しようとかそういうことではないですか。
0:15:38	もともとは稲ほど内に核酒の方でこの放射性廃棄物でない廃棄物みたいなものを外に出そうとしてですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:48	規制検査に引っかかりまして、そのあとを機構として全体追加するべきであろうということはほぼ判断されましたので、ちょっとおくれませながらだということはあるんですけども現関係についても追加していきたいというものになっております。
0:16:05	はい。よくわかりました。
0:16:12	成長シマムラです。例えば、何か原価県でIC措置を進めるにあたって何かこうい う。
0:16:24	す。
0:16:28	規定が、
0:16:30	少ないとできないとかそういうそういう何か、
0:16:36	今回特に申請、
0:16:39	急な何か何ていうんすかね。今の時期に申請が必要な理由っていうのは何かあ るんですか。
0:16:50	機構として先ほど言いましたように全体出してるんですけども、玄海県が一番遅い というような状況であるっていうのがあるんですが、今後ですね元が県の中排出 施設多々ありまして、
0:17:02	そこは最終的な段階に言っていくってところまでは行ってないんですけども、今 後そこに解体までいくというような時には必ず必要になりますので、
0:17:14	そのためには準備しておくってことでは、必要になります。
0:17:29	いや、規制庁しますけど、じゃあ他の拠点は大体、
0:17:34	実際行ってるっていうと、すべて原価計算、ちょっと遅れているところでは い。
0:17:42	手話ですとちょっと歩カーの自動車も定めがあるってことですけども、何かその記 載ぶりと、今回の記載ぶりはもうほとんど1問1句同じものというそういう認識で よろしいでしょうか。
0:17:55	意外と事業所ごとにカラーがありまして、記載がいろいろなんですけども、我々の 記載はですね、補日野ガイドに従った記載というふうに見ていただいてよろしいか と思います。
0:18:09	該当の方に、当然のような、
0:18:12	記載ぶり低にしてくださいっていうのがありますので、
0:18:15	それに、可能な限りつつ、従ったというものになっております。
0:18:23	逆に、この部分はちょっとうちにはそぐわないみたいなのがなんかあったりした んでしょうか。そんなない部分はないんですけど、もう少し会員が書きぶりの方は いいんじゃ、保安規定上は会員なんか自分の方がいいんじゃないかということで、
0:18:37	少し介入させてもらったところですよ。
0:18:50	大体ガイドライン通りだということだとすると、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:55	例えば適切な汚染防止対策ですか、
0:18:59	はい。
0:19:00	適切に管理された使用履歴ん、ヘッジ状況の記録等とか、適切な測定方法とかそういうことを、
0:19:08	決めていく必要があると思うんですけども、もう具体的に想定されてるんでしょうか。そうですね原価県としてのやり方をずっと今ワーキンググループ作って、
0:19:21	対応しております、ほぼほぼ案の段階では決まりましたので、この申請に合わせて本規定の申請に合わせて、原価県の方で下部要領を定めていこうということで考えております。
0:19:41	わかりません。
0:19:59	あ、あ、
0:20:18	安保飯塚は何かございますでしょうか。
0:20:27	一つは各本部のキムラなんですけどもよろしいでしょうか。はい。
0:20:31	すいませんちょっと先ほどの説明で一部訂正させていただきたいんですけども、Gのですね拠点の中で、まだNRの方を取り入れてない、できてないところがありまして、こちら、花井の方ですね。
0:20:45	減少の方の北と南の方なんですけどもこちらを、同じくNRの取り入れに関する保安規定の方ですね2月ぐらいに、今のところ申請を考えているというのがございます。
0:20:57	それと後もう一つ、青森の方ですね、五つの方につきましても、現状まだ取り入れができてないという状況。
0:21:05	いす以上補足です。
0:21:07	はい。情報ありがとうございます。
0:21:41	はい、わかりました。ちょっと大体会場わかりました。ちょっともう1回ですね、多分細かく出ささせていただいて、次回ご説明をさせていただくと思うんですけども。
0:21:52	次に第3点お願いします。
0:22:02	伝播原価県バックエンドの阪本でございます。藤三瓶のほうご説明させていただきます。はい。
0:22:10	はい。まずこのページでございますけれども、第2廃棄物処理棟のSPART高架装置の使用停止ということですので許可でですね、使用停止をうたっておりますが、
0:22:21	それにあわせて保安規定運用の方でも、明記するとか削除するというようなことを今回変更の理由になっております。アスファルト固化装置と蒸発処理装置と廃液貯槽、2-2。
0:22:34	の設備装置になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:38	矢印のところですけども、赤線のところで、使用停止設備であることを明記ということで申請の中では、設備自体は廃止をしても残るものがございますので、それを使用停止と。
0:22:51	いう設備であるということを明記するということがまず 1 点あります。
0:22:55	続いての矢印でございますけれども、液体廃棄物の受け入れと処理等に係る規制、運用上はもう受け入れもしない処理もしないということで、削除するということになります。
0:23:07	三つ目でございます使用停止に係る制度上、これは答のセルと液体のセル 2 種類、大きく分けてございますけれども、そのうちの液体廃棄物を取り扱うセル、こちらの方が、
0:23:19	主要設備の早期の使用停止に伴いましてもう、不要であろうということから、その負圧の警報ですね、警報等の削除、安全装置。
0:23:31	等も不要になるということで、それに関わる記載も削除するということになります。この神戸市公園の旧作の方でございますけれども、まず※1 というところの安全装置と、
0:23:44	いうところでございますけれども、セル内の線量当量率が一定の値に達した時ということで、
0:23:50	パセリが開かなくなると。
0:23:52	いうこと。大野大藤、伊井でございます。
0:23:56	続いて※2 でございますね。等と普通の液体の同じですけどもセル内に液体廃棄物は、今現時点でもうすでに貯留されておりません。
0:24:07	設備の使用停止でドイツの瀬野線量当量率が今後ですね上がることを考えられないということで通常の区域としての管理で十分であろうということで記載の削除と。
0:24:21	いうことにさせていただきたいと思います。
0:24:23	はい。では続いてですけども。
0:24:27	はいところのアスファルト固化装置等の使用停止に伴いまして第 2 廃棄物処理棟というところで等で、比較的レベルの高い廃棄物を受け入れないということから、今後どうやって処理をしていくのかというところで、
0:24:43	②に移っていくわけですけども、第 3 処理等というところで、受け入れをし、するということになります。それに伴いまして、レベル区分、レベルの変更ということで、
0:24:55	19 年、 3.7×10^{-2} 以上というところから一次を上げて 10^{-30} というところ、この辺もですね、許可との整合を図っているということになります。
0:25:05	続いて③液体廃棄物のレベル区分の変更でございますけれども、こちらですね、理由は同様でして、変更変更の内容としましては、B案BⅡというところで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:16	平成にあったものをですね、今後は液体廃棄物、液体廃棄物のBとしまして、レベル 50-3 条までというふうに変更するということになります。
0:25:29	続いてですけれども
0:25:33	保管廃棄施設に係る変更ということでこちら変更後の保管能力、保管能力の一部、どうですか見える化でいいんですか。もっと詳細化といいますか、調査、詳細化ということになります。
0:25:48	従来はというところを書いてあった数値をですね、個別にしたというところがございます。
0:25:54	簡単ですけれども、私からは以上となります。
0:25:59	はい。ご説明ありがとうございました。
0:26:03	まず 9 ページの方ですけれども、
0:26:08	9 ページの上の②の方ですけれども、第 3 廃棄物水槽の方で、受け入れられ、受入れるした廃棄物の放射能濃度の、
0:26:20	上限値が上がるということですけども。
0:26:27	これは許可と整合してるっていうことですが、許可としては、もっと高い濃度までもともと受け入れられるように読めるように書かれているというそういうことでしょうか。
0:26:40	これ。
0:26:43	どうぞ。
0:26:48	今、
0:26:53	廃棄物の城野須藤です。許可において棒、田井佐伯別所イトウにおいては、三条が上限となります。はい。では本村さん。
0:27:04	上だったということでしょうか。
0:27:09	起こるかを変えたんですね。すいません。
0:27:18	交換の時の配信を突き合わせて、
0:27:23	第 3 ハイキング相当、わかりました。すいません。
0:27:32	どこかの時に、安全性については議論が進んでいる。
0:27:40	所長の須藤です。どうぞ、評価では、議論が進んでおりまして 1 桁、
0:27:48	ほど廃棄物Ⅱ、取扱廃棄物上げることで、前喜多駅物物ですね、期終わり方がつくれるということで、今回このような繰り上げを行ったものになります。
0:28:01	わかりましたありがとうございます。
0:28:04	そうするともう玄関県内でこの濃度を超えともう、どこにも持っていくところがないしそういう状況なんではないでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:14	はい。直上のスドウです。この 30 を超えるものにつきましては発生元にですね、後経過するような対策を行っていくこととなり、ございますが、ほとんど発生することはない。
0:28:27	ということがわかっております。
0:28:30	はいわかりました。
0:28:45	すいません規制庁が、ちょっとパワポにいつ、
0:28:52	いつの許可に従ってですね、こういう変更するというふうにならなくて書いてもらったほうがいいんかと思うんですが。
0:29:03	いかがでしょうか。
0:29:07	はい症状数を承知しましたこちら令和 4 年の 8 月 29 日、許可取得いただいた、取得したのになりますのでそちらの旨を記載させていただきます。
0:29:23	土岐清とシブヤですけども液体廃棄物のB湾と三つがなくなってBになるってことですけども、それ以外に何かAとかCとかそういうのもあるんでしょうか。
0:29:36	はい、それぞれのスドウです。Bより小さいものとして、それから 0 三田内未満というさらに小さい小区分のがございます。
0:29:47	はい、ありがとうございます。
0:29:51	ごめんなさい。あれですかね。今だけしましたね。
0:29:58	あ、ごめんなさいすいません。規定の方でちょっとすいませんこちらの場で物私もちょっと知らなかったものですからD、E引き続き資料の方はこれから手をお送りしたかと思うんですが、すいません。
0:30:14	すいませんでした。
0:30:16	別府さんに清酒はい。
0:30:27	第 1 部長。
0:30:30	んな。
0:31:03	越冬液体廃棄物の区分であれば、保安規定と許可との整理表の、
0:31:15	第 2 編の 3 ページにございます。ありがとうございます。
0:31:21	これですね、こちらの左下の部分ですね。
0:31:29	なるほど。わかりました。はい。ありがとうございます。
0:32:45	連続重ねてちょっと十条のところを見ますと、放射性廃棄物管理第 1 課長は、
0:32:55	取った放射性廃棄物のうち、何とかかんとかを、
0:33:01	%への課徴金とかに引き渡すってありますけども。
0:33:08	第 1 課長が、あらゆる施設から来た廃棄物の、
0:33:16	1 人の窓口、そういう認識でよろしいでしょうか。
0:33:24	はい。そう。そうです。基本的には廃棄物管理課長が窓口となってございますから、各処理施設へですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:34	それぞれの廃棄物を引き渡すといったものでございます。
0:33:40	はい、ありがとうございます。
0:33:57	成長し、液体廃棄物は
0:34:09	処理するのはそうするとセメント固化装置だけになる。
0:34:16	ということで
0:34:25	他に、他の管理は特に引き渡さなくてもいい、良くなるとそういうことでしょうか。
0:34:35	はい。廃棄物処理場の曾田です。そうですね基本的には第三期部署イトウの常圧省処理装置での処理と。
0:34:43	その他排水貯留ポンド等での希釈もございますが基本的にはこの廃棄物管理第一課所掌施設となっております。わかりました。
0:34:54	今このさ、横瀬の削除部分を見てるんですけど、あそこはそういう排水ポイントとかコンクリートの、セメント固化装置とかは、
0:35:04	引き取り窓口である第1課長の、
0:35:08	所掌の設備であるため、もこの第一課から外に出す必要は全くなくなったってそういうそういうことでよろしいですか。
0:35:20	はい。そういう発言おっしゃる通りでございます。はいわかりました。
0:35:34	ありがとうございます。
0:35:39	はい、じゃあ、
0:35:41	後半の保管廃棄施設に変更をお願いいたします。
0:35:47	A5 ページ様。
0:35:49	説明してください。すいません。すいません。すいません。すいません。さっき見える化とおっしゃってましたけども、
0:36:02	詳細化見える化を藤引間様とした何かこう工夫とかは何かあるんでしょうけど、それは部長本店で運動を、
0:36:16	はい。
0:36:17	そうです。
0:36:20	を、
0:36:23	1、
0:36:26	聞こえますか、1個ですかね。
0:36:31	なんで、頑張ってください。
0:36:34	あれしゃべってるんですか。
0:36:38	今処理場はなされていますかちょっと聞こえないんですけども。
0:36:45	あれ。
0:36:50	バツ処理場のサカモトでございます。国井こちらから話はなかったんですが、はい。質問はですね、その内訳を詳細化見える化。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:02	ますということなんですけれども、今までは、何でこうまとめた記載にそもそもなっていたんでしょうか。
0:37:19	それはもう全然ね。
0:37:23	処理場の端ですけれども、洋風ですね保管能力の本数につきましては許可の方で、このように、施設別に記載がございますので今回保安規定の変更に合わせてもそれに合わせた変更と。
0:37:37	しているものでございます。
0:37:40	はい。
0:37:42	相田許可はもともと内訳が書いてあって、パンチ点は、
0:37:48	なぜか。なぜか。
0:37:50	まとめで書いていたので許可の方に合わせたというそういう理解でよろしいですか。うん。
0:37:57	はい。それと図ですけれどももっと新規制で北極を変更申請する前まではこのようにまとめて書いていたんですけれども新規制関係のところでは許可の、
0:38:09	変更申請無視したときに、個別に施設別に記載を改めましたので今回保安規定の方もあるためというものでございます。わかりました。
0:38:20	ちょっとその経緯についても一言で結構ですのでこのスライドの中に記載をお願いいたします。
0:38:29	はい、住友氏で承知いたしました。よろしくお願いいたします。
0:38:38	はい、どうぞ。
0:38:40	規制庁嶋村ですけど第一グループ別表第 9-2 を追加するという、
0:38:51	ことなんですけど、
0:38:54	許可との整合性の資料の、
0:38:58	例えばなんでしょうか。
0:39:05	16 ページとかを見ると、
0:39:09	説明、説明欄というのがあって、
0:39:16	それではまず、いただきます。47、51 ページ。
0:39:22	出ない。
0:39:25	間にあそこですね
0:39:28	この核物質防護区域、区分 3 以上に相当する施設では条件が法令で明確にされているけれども、
0:39:40	3 未満の施設では、管理基準が定められていないため保安規定において定めるんだってことなんですけど。
0:39:54	今回なんでこの
0:39:58	今までなんで定められなくて、今回定める何か理由っていうのか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:03	あるんでしょうか。
0:40:07	はい。処理場のうちですけれども、こちらの数字を新たに明記することにつきましては、処理場の保管廃棄施設につきましては核物質防護上の区分損となっている施設と、
0:40:23	マークの3万ということで防護規定に入っていないが、防護対象ではない施設というものがございます。
0:40:30	その中で、今回はですねその管理のところを防護規定に書いてあるものにつきましては区分3、
0:40:41	4の上限値よりも下で管理するということが明確ではあるんですけれども。
0:40:45	運用規定に入っていない施設につきましては、水の法令上とかそういったものから区分3に達するような保管というのはいけないんですが、そういったところの管理を保安規定上明確に、
0:40:59	下方が良いという考えで、今回明確化の方を入れさせていただいております。
0:41:11	数字、パワポ資料2の方にも、ちょっとその辺の、何で今回変更するのかっていう。
0:41:22	ことについてもうちょっと、もう少し簡単でもいいと思うんですけど。
0:41:27	加えていただくことはできますか。
0:41:32	はい。処理場のうちですけども検討したい。何かしら記載させていただきます。
0:41:42	SEO等ですけども今の嶋村からの質問に重ねて確認をしたいんですけども。
0:41:52	核物質防護の規制の中で、その区分3以上に該当するものについては、
0:42:01	施設も、特定をされて
0:42:05	次のように明確化されていて、それに当たらないものは
0:42:14	対象外で、それ以上の確認物質を保有できないっていうのは、何か自明であって、保安規定にわざわざ書く必要がないようにも思うんですけども
0:42:28	そういう意味ではなぜ書かなくちゃいけないのかっていうのはあまり
0:42:32	理由が
0:42:34	さっきのご説明だとわからないのかなと思っているんですが、いかがでしょうか。
0:42:41	急ぎ城野ホシですけどもおっしゃる通り法令等を鑑みればですね交換できるものというのは、自明ではあるところであるんですが向こう。
0:42:51	1回ですね、今の現状の区部さんのところで管理している施設がございまして、そちらの方の区分の見直しをしたいというところがございまして、
0:43:03	そうしますとまず、保安規定等の見えるところで、区分3よりも下回る量で管理するということを明確化しておきたいというところがございまして今回明確化をさせていただいたものになります。
0:43:22	ご清聴イトウです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:26	許可上の枠はあるけれどもそれを超えないように
0:43:34	内包する核燃料物質の量を保安規定の中で制限することで、
0:43:39	核物質防護、
0:43:42	の措置を要しない施設にしたいとそういうことだと思うんですが。
0:43:47	それわーなんか各質問規定側で工夫をして、
0:43:53	店長を外すこと。
0:43:55	うわ。
0:43:59	できないというかあまりそういうものじゃないんですか。
0:44:03	すいませんちょっとわからないのでごうまく言えないんですけども。
0:44:08	はい。処理場の話ですけども通常であれば、許可の方に、通常の使用施設等であれば、許可の方に核燃料物質の使用料
0:44:19	グラム数ですとかそういったものも、
0:44:22	記載がありまして許可を変更すれば、増額分というのは自動的に変わるというのが見えるところではあるんですけどもそれ以上の場合の保管廃棄施設のみが、
0:44:33	App規程の方に核物質防護の方がかかっておりまして、他の廃棄施設につきましては確認物質の保管量として少量核ようなたてつけにはなってございませんで。
0:44:46	保管料ということでは
0:44:50	記載のあります通り、ドラム缶換算の廃棄物の物量で記載するというものになってございます。津野ですちょっとそのところがなかなかその管理を変えるというのが、三重にづらい。
0:45:03	ところがございますので、今回保安規定の方で、管理を変えると、こういったふうに管理しますということを明確化したいということで入れさせていただいております。
0:45:17	あ、はい規制庁イトウでございます。
0:45:20	運営等を意図がわかりましたので、ストレートにやりたいことをですね表現とかいた方がわかりやすいかなと思うので、そこはちょっと比嘉の説明を工夫いただければと思っております。
0:45:37	当然
0:45:39	介護説明資料になりますので公開できる範囲の表現になってるかというのは組織内で確認いただければと思っております。
0:45:50	というのが1点でして、あとは
0:45:55	その実際にその最大保管量が、を超えないような管理というのは、どういうふうにするのかっていうのは、説明いただくことはできますでしょうか。
0:46:11	はい。処理場の医師ですけども

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:14	誤開が超えないという管理につきましては受け入れの都度ですね、あっせんと施設から数量の方の提示がございますのでそちらの方を用いて処理場の方で実際現行やっていることですがちょっと
0:46:30	リーダは収支管理の方は実施してございます。
0:46:34	規制庁伊藤です。わかりました。過去に製作された廃棄体も相当数あると思うんですけども、それを踏まえても管理が、全体量の管理ができているという理解でよろしいでしょうか。
0:46:49	はい。処理場の医師ですけれどもおっしゃる通りでございます。
0:46:53	わかりました等、そういった管理の仕方についても、簡単に記載をいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。
0:47:03	はい。承知いたしました。
0:47:06	はい以上になります。
0:47:12	形としてはですけど、ちょっとまだわからないんですけども、グラフの 10 ページの右下の別量第 9-2 の保管量っていうのは、
0:47:22	解体分別保管棟と、保管廃棄施設NL
0:47:28	の合計量ですか。
0:47:34	はい。一緒に証明しですけどもこちらの施設別の賛同保管料ということで記載してございます。
0:47:42	それはそこそこの多分意味がわかったようにしては、解体分別保管棟についてもこのプルトニウム 15 グラム未満、
0:47:51	ウラン、
0:47:53	写真、保管廃棄施設Lについてもプルトニウム 15 グラム未満というのがそれぞれ A の施設に対して、共通の、
0:48:04	量が設定されていてそういう理解でよろしいですか。
0:48:08	はい。処理場のスペース付けるもおっしゃる通りでございます。奥井いたしますと、処理場ですね、混合区域に関しましては保管廃棄施設ごとにそれぞれ区域と、
0:48:22	なっておりますので一つの区域ごとに保管する量としてこちらの方の数字を記載しているということでございます。
0:48:31	はい、ありがとうございました。
0:48:45	失礼いたします。すいません、核物質防護のことはよく知らないのですがちょっと教えていただきたいんです。先ほどの、
0:48:55	区分さあ以上の施設では、条件が法令で明確にされているってことなんですけど、これは法令っちゃうのはすいません、何という方になりますか。
0:49:15	それぞれ主ですけれども原子炉等規制法の方にも区分 3 という言葉ではないんですけどもこういった、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:22	量以上であればこういう防護措置を下さいというような決まりがございますので、そちらの方で、
0:49:30	読めるかなというところがございます。炉規法に変えてください。はい、わかりました。
0:49:49	繰り返しやってますけど炉規法のその区分3に相当する記述のところでのプルトリウム15グラム未満とかこういう数量が決まるっていうそういう理解でよろしいですか。
0:50:02	はい。処理場の話ですけれども、おっしゃる通りでございます。はい。ありがとうございます。
0:50:08	フィック。
0:50:27	あ、
0:50:37	あ、
0:50:48	仲間です。
0:50:49	はい。
0:50:51	あと全体を通して何かございますでしょうか。
0:50:58	ああ、
0:51:01	それは
0:51:04	実は保安規定の変更等でSSSの教科書を送っていただいているんですけど1回送っていただいたんですけども、今ちょっとお話があったような、
0:51:16	その建屋の、
0:51:21	管理グレードの変更を伴うというような話だったので、
0:51:27	全く影響しないっていうご説明。
0:51:33	が適切であるかどうか、見なおしてくださいということで一旦、受け取りを保留してたんですけども、そのあと、検討してどう。
0:51:44	なったんでしょうか。
0:52:13	すみませんがそれ以上の物ですけども、ちょっとその事例の件につきましてちょっと確認してより適正なものにしたいと思います。以上です。わかりました。
0:52:27	あまり遅くない人ピース町、すいません、お茶再吸収場スドウです。
0:52:32	今回、保安規定の改定のみで、数量明確にしたのみで管理基準を何らか変更するとかではないので、また施設に対して何らか手を加えるものではないということで、
0:52:45	DBSGの話ということを一且回答させていただいたんですが、
0:52:50	もし、将来的に起こり得るその、
0:52:53	国分さんの見直しとかを考えてまで、どういうチェックシート上の評価とすべきというのであれば変更することも考えたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:03	以上です。どうぞ。島根県イトウさんいかがでしょうか。
0:53:11	お願いできますでしょうか。
0:53:14	規制庁イトウでございます。
0:53:22	安全に関わる北米失望影響評価っていうのを整理いただいてで、これ多分、防護対象施設の範囲が変わり得る変える変えたいがために変更しているということだと思うので、
0:53:38	当然そこに影響があるものだということだと、我々思ってます。ですので、説明内容もそれに適した書きしていただく必要があると考えているんですけどもそこは認識合ってますでしょうか。
0:53:59	正常のストウで承知しました。内容については、検討させていただきたいと思えます。
0:54:07	はい。よろしく願いいたします。
0:54:19	あといかがでしょう。ちょっと話が戻ってしまうんですけども、放射性廃棄物でライン廃棄ですと、新しく保安規定に加えるのはわかったんですけども。
0:54:32	この許可の方で、そのNRを読めるような文書がどっか。
0:54:39	あるんでしょうか。
0:54:49	A市、県福嶋です。巨艦は具体的には記載はございません。
0:55:04	それでは他の拠点はどうしてるんでしょうか。はい。
0:55:11	一応もともと
0:55:13	最近普通放射性廃棄物でない廃棄物、こちらの、
0:55:18	昔の資料を確認させていただきましてところ、発電所におきましても、以前はそのまま出していたいて、そういう廃棄物として外に出していた、一般的な産廃として出していたってところが、
0:55:33	使って保安院の方から指示文書を出されたということで、保安規定に記載、記載してそれを守って活動しなさいっていうふうな話になったと聞いておりますので、
0:55:46	基本的には強化に記載はなくて問題ないかと考えております。
0:55:53	そういう経緯があるわけですね。なるほど。うん。
0:56:00	ので機構大の、
0:56:05	他の施設もそういう方針で順次変更を行ったという、そういう理解でよろしいですか。
0:56:11	はい。そういうようなことになります。はい。
0:56:15	はいわかりました。
0:56:21	思うすいません。消えちゃうんですけどもこの許可後の清様の、
0:56:29	何でしょう。
0:56:33	7ページ目ですかね、7なっちゃう。第2編の1ページ目。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:47	はい、そこの右側にアンダーラインが引いて聞いておりますけど、ここ、ここに読むならここで読むってそこ、そういう意味だと私は、この資料見て思ったんでそういうわけじゃないですか。両方です。そうですね。はい。
0:57:03	高齢期奨励規制要求事項として、入れさせていただいております。ここでいう規制要求事項っていうのが、審査基準のほうにあります、放射性廃棄物でない廃棄物について記載されていきなさいというふうにありますので、
0:57:20	そちらを選択させていただいております。
0:57:33	うん。すごいよ。
0:57:53	他に何かございますでしょうか。
0:58:04	すみません、処理上よろしいですけれども1件訂正させていただいてよろしいでしょうか。はい。
0:58:10	どうぞ。
0:58:12	先ほどの保管能力のところを施設別の中の4070円とか6000円です。
0:58:26	こちらに本人の方ですね
0:58:29	まとめた数字となっておりましてあとはこの添付書類8の方で、
0:58:33	それぞれ施設別に本数のところを書いているのでそちらの方の数字を明確化したというものでございます。地域性のところでちょっと説明が、
0:58:44	また説明をしてしまいまして申し訳ございませんでした。以上です。わかりましたありがとうございます。
0:59:02	まあちょっと担当者ですねこの変更の整備所とかちょっと読みきれないという部分がありましたので、ちょっと今日、概要をお伺いして、大分利益が掴めましたので、
0:59:14	ちょっとその視点でもう1回、読ませていただいて、
0:59:18	ちょっと気になるところがあれば、お願いするよ。
0:59:23	ガーンの会合以前にまたちょっとヒアリングでお伺いすることになるかと思っておりますので、またよろしく願いいたします。
0:59:38	そうですね。資料は、そうですね。
0:59:42	そうですね一番、修正資料、こちらも今日のコメントを踏まえて、うまく
0:59:52	と、例えば申請、
0:59:54	この時期における水質申請に至った理由とか、
0:59:58	へんを加えていただいた資料を出していただきたいんですけども、大体どれぐらいでどうでしょうか。
1:00:14	県下県福島です。1週間ほどいただければ提出できると考えております。
1:00:22	若干、そう。
1:00:30	授業中85万25ヶ所開放時は大丈夫ですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:37	年間で必要があったら、29 の週分ヒアリングを、
1:00:44	足場テスト。
1:00:47	はい。
1:00:49	目黒別府のスケジュールちょっと。
1:00:52	ちょっとお待ちくださいスケジュール確認します。
1:00:55	すいません。
1:01:00	部下。
1:01:04	ちょっと早いんですよ、確か。
1:01:09	二、三十年前、これ。
1:01:16	30
1:01:21	安全管理官ですね、管理官 30 関係。
1:01:26	15、1 週間、2 週間で間に合いますね。
1:01:32	あ、はい。ちょっとお待たせしました、1 週間で大丈夫そうなので、
1:01:39	はい。
1:01:42	24 号あたりで、ご提出いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。
1:01:48	県下県福嶋です。承知しました。よろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。 他に何かございますでしょうか。
1:01:59	はい。では処理方法は、
1:02:02	規制に余った処理場には限らないのか、そういう現指導施設保安規定。
1:02:10	はい、どうぞ。ヒアリングを終了いたします。ありがとうございました。
1:02:15	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。